

甲州市立公園及び甲州市中央防災広場における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年5月1日施行

甲州市 都市整備課

1 目的

甲州市立公園（※1）及び甲州市中央防災広場の利用にあたり、県の指針等を準拠し、新型コロナウイルス感染予防対策を講ずることにより、利用者の安全・安心の確保を目的とする。

※1 甲州市公園設置及び管理条例

別表第1（第4条関係）の施設のうち、歴史公園「甘草屋敷」、勝沼中央公園内の「勝沼中央公園運動場」を除く

2 対策の実施期間

令和3年5月1日から当面の間とする

※常に国及び県の動向を注視し、適時適切な対策を実施するものとするが、次の場合は利用を制限する。

- ① 山梨県に緊急事態宣言等が発令された場合
- ② 市内において公共施設の利用制限をした場合
- ③ その他、市が利用を制限すべきと判断した場合

3 感染拡大予防対策

① 市が実施する具体的な対策

- ・ 3密の回避
- ・ 職員のマスク着用、検温等の健康管理の徹底
- ・ 利用人数及び利用時間の制限

※特にイベント時は、過去2週間以内に感染が引続き拡大している国・地域への訪問をしたことのある人の利用制限

- ・ 利用者の感染予防対策の周知と啓発事項

- ア 感染予防対策
- イ 感染リスクの高い施設の利用制限
- ウ ゴミの持ち帰り
- エ トイレ利用時の注意
- オ その他

- ・ 感染拡大予防チェックシートの作成と利用

※利用前にチェックシートの提出依頼

② 利用者が実施する具体的な対策

【基本的予防対策】

- ・発熱のある方(平常時より1度以上高い場合)、体調不良の方の利用制限
- ・利用前後の手指消毒の徹底(消毒用エタノールの持参)
- ・利用者のマスク着用の徹底
- ・咳エチケットの徹底(会話等の対面、近距離、大声の発生の自粛)
- ・対人距離の確保(2m以上の確保)
- ・集団による長時間の利用、飲食の自粛
- ・1つの施設に密集、密接しないように回避
- ・利用日前に「チェックシート」の提出

【イベント時予防対策】

- ・上記【基本的予防対策】挙げる対策
- ・必要箇所への消毒液及び石鹸等の配置
- ・1,000人以下のイベントは事前に市と十分な打合せを行うこと
 - ※1,000人以上になる場合は、あらかじめ県の確認が必要
- ・イベント参加者の情報の管理として、厚生労働省が提供する接触確認アプリ(COCoA)の利用推奨
- ・主催するイベントにおいて参加者が特定できる場合は連絡先把握(1か月以上保管)
 - ※個人情報保護に関する最大限の配慮を行う
- ・感染者がイベントに参加していた事実が判明した場合は、参加者への周知及び市へ報告を行う